

# 「電子公文書等の適切な保存に係る調査検討報告書」

## (要旨)

### 1. 調査の背景及び目的

独立行政法人国立公文書館（以下「館」という。）における、電子公文書等の移管・保存・利用システム（以下「電子公文書等システム」という。）を用いた受入れ等に係る業務は、平成 21 年度までに実施した調査検討で得た知見をベースとしており、現在の ICT の技術水準や昨今の公文書を取り巻く社会情勢とは釣り合わないものとなりつつある。

本調査は、政府における電子公文書等の管理や保存等に係る方針及び館の受入れ等に係る業務量などの将来的な見込みを踏まえ、適切な保存に向けた技術や方法、運用のあり方について調査検討することで、現行業務の見直し及び次期システムの更改のための論点整理に資することを目的とする。

### 2. 電子公文書等の保存に係る問題及び課題の把握

政府における公文書管理の状況を踏まえた、電子公文書等の管理や保存に係る政府方針により、今後館に移管される電子公文書等の増大と、ファイルフォーマットの多様化が見込まれる。館の受入れ等に係る業務及び電子公文書等システムのあるべき姿として、外部環境の変化を適切に評価しシステム要件及び業務実施に反映するための運用ルールの確立が求められる。

具体的には、館が受入れる電子公文書等の標準的フォーマット及び長期保存に適したフォーマット（以下「長期保存フォーマット」という。）は、見直しに係る運用ルールが存在せず、運用開始時から同様の対応で現在に至る。電子公文書等システムの運用実績や技術動向を踏まえて、各フォーマットの見直しを定期的実施するための仕組みが求められる。

現状から抽出された課題、専門家及び海外事例からの示唆を踏まえ、電子公文書等の適切な保存に向けて、今後取り組むべき対応について「電子公文書等に係る館の保存対策（第 3 章）」、「受入れ等に係る業務の実施（第 4 章）」及び「電子公文書等のシステム運用（第 5 章）」で検討する。

### 3. 電子公文書等に係る館の保存対策に対する対応

外部環境の変化に合わせて、受入れ等の業務及び電子公文書等システムの運用で適宜適切に対応するために、定期的に業務実績を把握・分析し、必要な見直しを実施する PDCA サイクルの確立を目指す。電子公文書等システムのシステムライフサイクル（5 年）と、受入れ等に係る業務の見直しサイクルを整合させ、フォーマット対応表の見直しを始めたとした運用ルールを定着させる（別紙 1 「PDCA サイクルのイメージ」参照）。

また、次期電子公文書等システムの要件定義に向けて、標準的フォーマット及び長期保存フォーマットの見直しを実施し、これまでの移管実績からテキスト形式、Web ページ及び CAD を標準的フォーマットとして追加する。また、現行の標準的フォーマット及び長期保存フォーマットについて、それぞれ後継のファイルフォーマットを検討する（別紙 2 「フォーマット対応表の改善案」参照）。

#### 4. 受入れ等に係る業務の実施に対する対応

受入れ等に係る業務の更なる効率化のために、構成する各業務の関連性を明らかにした上で、可能な業務については、同時並行的に業務を行うこととする。また、電子公文書等の利用環境を長期的に維持管理していくために、電子公文書等のファイルフォーマットに係る技術情報や、フォーマット変換時のエラー等の情報を体系的かつ組織的に蓄積、記録するための仕組みを整備する。

#### 5. 電子公文書等システムの運用に対する対応

クラウド・バイ・デフォルトの原則等の政府方針に則り、情報セキュリティやコスト、非機能要件の観点から、次期電子公文書等システムとしてクラウドサービスの利活用を検討する。また、館の保存対策に対する各対応の実現に向けて、現行システムの機能拡張や必要な機能を実装させることとする。

#### 6. あるべき姿に向けて

電子公文書等の長期保存のあるべき姿の実現に向けては、館内部の取組に留まらずに、政府全体での取組が求められる。現用段階からの一貫した管理・保存・移管のライフサイクルの実現に向けて、望まれる取組について述べる。

##### 6.1. 移管元行政機関等での現用時の文書管理状況の把握

電子公文書等の適切な保存に向けては、館が現用段階から移管元行政機関等での電子公文書等の管理状況を把握することが必要不可欠である。館に対して電子公文書等の作成や管理に関する技術的メタデータ等が共有されることが望ましい。

##### 6.2. 移管元行政機関等に対する電子公文書等の管理及び保存にあたっての依頼

移管元行政機関等からの電子公文書等の受入れを円滑に進めるためには、行政文書ファイル等の作成・取得段階から、標準的なファイルフォーマットや長期保存に適したファイルフォーマットの採用等を考慮することが重要である。移管元行政機関等における文書のフォーマット選定についての意識醸成に向けて、公文書管理に係る専門的・技術的な助言を行う立場の館による、移管元行政機関等への情報提供・依頼等が定常的に実施されることが必要である。

##### 6.3. 電子公文書等の管理に係る方針の適宜見直し

電子公文書等の保存や管理、移管に係る館の方針は、内閣府等の方針に準拠している。ファイルフォーマットや活用する要素技術についてはその動向を踏まえて適宜見直しが求められるものであり、電子公文書等の保存に係る実務及び実情に合わせて、同方針についても適切なタイミングで適宜見直しがなされるべきである。

以上